

令和8年度 井原市市民後見人募集

認知症や障害などにより判断能力が不十分な人の財産や権利を守り、本人の意思を尊重した生活を支援する「成年後見制度」の担い手として、「市民後見人」を募集します。

市民後見人とは

成年後見制度に関する知識や技術を身につけ、地域において身近な立場で後見活動を行う一般市民のことです。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における支え合いの観点からきめ細やかな支援が期待されています。

安心の活動支援体制

井原市の市民後見人には、**専門的なサポート**のもとで円滑に活動が行えるよう、弁護士や社会福祉士などが所属するNPO法人に加入していただきます。活動に関する悩みや不安について、必要な助言を受けることができます。

お申込みについて

申込資格

次の全てに該当する方

- 年齢が**18歳以上70歳以下**であること（令和8年4月1日時点の年齢）
- 市内に住所を有し、現に在住していること又は県内に住所を有し、市内に勤務していること
- 社会貢献に対する意欲と熱意があること
- 成年後見制度及び高齢者、障害者等に対する**福祉に理解と熱意**があること
- 原則として**養成研修※の全ての課程を受講できる見込み**があること
- 民法第847条に規定する後見人の欠格事由（破産者等）に該当しないこと

※岡山県と井原市が主催する全8日間（予定）の研修に参加していただきます（費用負担なし）

申込方法

井原市地域包括支援センターに備え付けの申込書類（井原市のホームページにてダウンロードもできます）を提出してください。後日、選考のための面接を実施します。

申込締切

令和8年 **8月6日（木）** 17時 必着

お申し込み・ お問い合わせ先

井原市地域包括支援センター

〒715-8601 井原市井原町311番地1 井原市役所2階 介護保険課内

TEL: 0866-62-9552 FAX: 0866-65-0268

MAIL: hokatsu@city.ibara.lg.jp

